



～制度調査部情報～

2005年12月22日 全5頁

## 会社法における 株主総会決議の基本

制度調査部  
堀内勇世

「会社法」の焦点シリーズ 14

### 【要約】

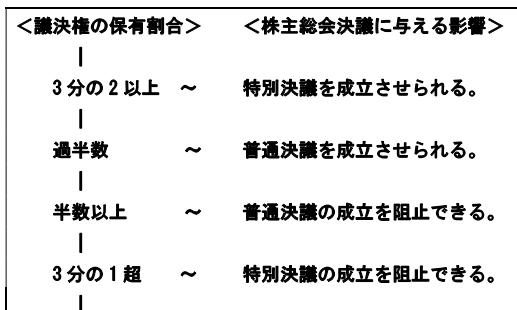
- 今年6月29日に「会社法」が成立し、7月26日に公布された。
- この会社法は、現在、株式会社などの会社に関する規制が商法などのいくつかの法律に散らばっているのでそれをまとめるとともに、現在の社会経済情勢にあうように改正を施したものである。
- 会社法において、株主総会は株主の議決権行使により決議を行う。この決議は要件の違いから、大きく、普通決議、特別決議、その他の特殊な決議の3つに分けられる。
- ここでは、会社法における普通決議、特別決議を見てゆく。定款に特別な規定がない会社において、全議決権が行使されたとした場合、普通決議なら過半数の賛成で、特別決議なら3分の2以上の賛成で決議が成立するとされている。

## I. 株主総会の決議と議決権の保有割合

○来年（平成18年、2006年）5月に施行される予定の会社法における「株主総会の決議方法」は、大きく3つに分かれる。

○普通決議、特別決議、その他の特殊な決議の3つである。定款に特別な規定がない会社において、全議決権が行使されたとした場合、普通決議なら過半数の賛成で、特別決議なら3分の2以上の賛成で決議が成立する（その他の特殊な決議については、複雑なのでここでは割愛する）。

○これを別の面から見ると、株主がどれだけ議決権を占めていれば、株主総会の決議を左右できるかという面から見ると、次のようになる。



このレポートは、投資の参考となる情報提供を目的としたもので、投資勧誘を意図するものではありません。投資の決定はご自身の判断と責任でなされまますようお願い申し上げます。記載された意見や予測等は作成時点のものであり、正確性、完全性を保証するものではなく、今後予告なく変更されることがあります。内容に関する一切の権利は大和総研にあります。事前の了承なく複製または転送等を行わないようお願いします。

○以下においては、普通決議、特別決議について、より詳しく見ていく。なお、会社法の「公開会社」を念頭においている（注1）。

（注1）会社法の「公開会社」とは、その発行する全部又は一部の株式の内容として、譲渡による当該株式の取得について株式会社の承認を要する旨の定款の定めを設けていない株式会社のことである（会社法2条5号）。つまり、譲渡制限のない株式が存在する株式会社のことである。

## II. 「普通決議」

### 1. 定足数、議決について

#### (1) 会社法における原則

○普通決議の要件は、会社法では原則として次のように規定されている（会社法309条1項、341条（注2）。

定 足 数 <sup>(注3)</sup>	議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主の出席
議 決	出席した当該株主の議決権の過半数の賛成

（注2）会社法の中では、「普通決議」という用語は用いていない。

（注3）定足数とは、議事を行いその意思を決定するのに必要な最小限度の出席数のことである。

#### (2) 定款による変更

##### 1) 一般

○定款で別段の定めが可能とされている（会社法309条1項）。

○例えば、定足数の要件を完全に排除して、単に出席した株主の議決権の過半数の賛成で成立することも可能と考えられている（注4）。

（注4）長島・大野・常松法律事務所編「アドバンス新会社法」（商事法務、2005年）の286条参照。

##### 2) 取締役の選・解任など

○取締役の選・解任、会計参与の選・解任、監査役の選任については、会社法341条という特別の規定が存在している（注5）（注6）。そこでは次のように規定されている。

<b>定足数</b>	原則、議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主の出席。  しかしながら、定款で「過半数」とあるところを3分の1以上の割合を定めて変更することができる。つまり、 <b>定足数を緩和する場合には、3分の1までしか引き下げことができない。</b>
<b>議決</b>	原則は出席した当該株主の議決権の過半数の賛成。  しかしながら、定款で、上記の「過半数」とあるところをそれよりも大きな割合を定めて変更することができる。例えば、「出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成」(cf. 特別決議)とすることも可能である。

(注5) 累積投票による取締役の選任などの例外があることに注意(会社法309条第2項7号、342条等参照)。なお、ここでいう累積投票とは、次のような制度である。

- ①2人以上の取締役を同一の株主総会で選任する場合、株主は、その有する株式1株(単元株式数を定款で定めている場合、1単元の株式)につき、その株主総会で選任する取締役の数と同数の議決権を有する。
- ②この場合、株主は、1人のみに集中的に投票することも、2人以上に分けて投票することもできる。
- ③投票の最多数を得た候補から順次取締役に選任される。

(注6) 監査役の解任は、特別決議とされていることに注意(会社法309条2項7号)。

## 2. 決議事項例

○決議事項としては、例えば次のものが存在する。

決議事項	根拠規定
株主総会決議による自己株式の取得(会社法160条1項により特定の者からの取得する場合を除く)	会社法156条等参照
株主総会に提出された資料等を調査する者の選任	会社法316条等参照
株主総会の延期または続行	会社法317条等参照
取締役の選任	会社法329条、341条等参照
取締役の解任	会社法339条、341条等参照
会計参与の選任	会社法329条、341条等参照
会計参与の解任	会社法339条、341条等参照
監査役の選任	会社法329条、341条等参照
会計監査人の選任	会社法329条、341条等参照
会計監査人の解任	会社法339条等参照
取締役の報酬(定款で定めていない場合)	会社法361条等参照
監査役の報酬(定款で定めていない場合)	会社法387条等参照

責任軽減後の取締役等に対する退職慰労金の支給等の取扱い	会社法425条4項・5項、426条6項等参照
計算書類の定時株主総会での承認(会計監査人設置会社の特則を定める会社法439条の場合を除く)	会社法438条等参照
株主総会で剰余金の分配を決議する場合(現物配当を除く)	会社法454条1項等参照
株主総会で現物配当を決議する場合(株主に金銭分配請求権が与える場合に限る)	会社法454条4項等参照
法的準備金の減少	会社法448条等参照

## III. 「特別決議」

### 1. 定足数、議決について

#### (1) 会社法における原則

○特別決議の要件は、会社法では原則として次のように規定されている(会社法309条2項)<sup>(注7)</sup>。

<b>定足数</b>	議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主の出席
<b>議決</b>	出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成

(注7) 会社法の中では、「特別決議」という用語は用いていない。

#### (2) 定款による変更

○特別決議の要件を、定款で次のように変更することができる(会社法309条2項)。

<b>定足数</b>	原則、議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主の出席。  しかしながら、定款で「過半数」とあるところを3分の1以上の割合を定めて変更することができる。つまり、 <b>定足数を緩和する場合には、3分の1までしか引き下げことができない。</b>
<b>議決</b>	原則、出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成。  しかしながら、定款で、上記の「3分の2」とあるところを <b>それよりも大きな割合を定めて変更することができる</b> 。  また、定款で、 <b>上記の要件に加えて</b> 、一定の数以上の株主の賛成が要する旨その他の要件を定めることができる。